

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>目的ローン契約規定</b></p> <p><u>お客さまは、住信 SBI ネット銀行株式会社(以下「当社」といいます。)との間で、当社の指定する保証会社(以下「保証会社」といいます。)の保証のもとに、目的ローン貸付取引(以下「本取引」といいます。)を行う場合は、この規定(以下「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定(以下「各取引規定」といいます。)に従うことに同意するものとします。</u></p> <p><b>第1条 契約の成立</b></p> <p>1. <u>本取引に関する金銭消費貸借契約(以下「本契約」といいます。)は、お客さまからの申込を、当社および保証会社が審査し、かかる審査の結果を当社所定の方法によりお客さまに通知するとともに上記申込を承諾した後に、お客さまが当社 WEB サイトで当社所定の手続きを行い、当社がお客さまに借入金額を交付した場合、お客さまは当社に対し本契約に従ってその元本を返済し利息その他の債務を支払うことを約します。当社は、本契約が成立した場合、本契約の内容を当社 WEB サイトに掲示するものとします(お客さまは、いつでも当社 WEB サイトで本契約の内容を確認できます)。</u></p> <p>2. <u>前項に規定する借入金額の交付がなされない場合、本契約の効力は生じないものとします。</u></p> <p><b>第2条 借入金利</b></p> <p>1. <u>本契約に基づく借入れに適用される金利(以下「借入金利」といいます。)は、当初は、本契約に定められた金利(前条 1 項に基づき当社が借入金額を交付した日(以下「ローン実行日」といいます。)現在において当社が定める金利)とし、以後の借入金利は変動金利とし、第 7 条の規定に従うものとします。</u></p> <p>2. 略</p> <p><b>第3条 遅延損害金</b></p> <p>1. <u>お客さまは第 6 条に基づく元利金の返済を遅延した場合には、その約定返済日(以下に定義します。)の翌日から第 6 条第 5 項に基づき当社が引落としおよび充当を行った日まで</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>目的ローン契約規定</b></p> <p><u>本規定は、住信 SBI ネット銀行株式会社(以下「当社」といいます)の銀行の指定する保証会社(以下「保証会社」といいます)の保証付き目的ローン(以下「目的ローン」といいます)を利用する借主(以下「お客さま」といいます)が当社との間で本契約(以下に定義します)に基づき行う借入れ(以下「本取引」といいます)に適用されます。</u></p> <p><u>本規定および各種説明書ならびにそれらの変更のお知らせは、当社の WEB サイトに掲示することにより提供するものとし、郵送等による提供はしないものとします(これらはいつでも当社の WEB サイトにて確認することができます)。</u></p> <p><b>第1条 契約の成立</b></p> <p>1. <u>本取引に関する金銭消費貸借契約(以下「本契約」といいます)は、本規定に同意したお客さまからの申込を、当社が審査し、かかる審査の結果を当社所定の方法によりお客さまに通知するとともに上記申込を承諾した後に、お客さまが当社 WEB サイトで当社所定の手続きを行ったときに、お客さまと当社との間で成立するものとします。当社は、本契約が成立した場合、本契約の内容を当社 WEB サイトに掲示するものとします(お客さまは、いつでも当社 WEB サイトで本契約の内容を確認できます)。</u></p> <p><b>第2条 借入金利</b></p> <p>1. <u>本契約に基づく借入れに適用される金利(以下「借入金利」といいます)は、当初は、本契約に定められた金利(ローン実行日現在において当社が定める金利)とし、以後の借入金利は変動金利とし、第 7 条の規定に従うものとします。</u></p> <p>2. 略</p> <p><b>第3条 遅延損害金</b></p> <p>1. <u>お客さまは第 6 条に基づく元利金の返済を遅延した場合には、その約定返済日(以下に定義します。)の翌日から第 6 条第 5 項に基づき当社が引落としおよび充当を行った日まで</u></p>

の実日数につき、遅延している元金額(当社 WEB サイトに表示される「返済予定表」の返済元本欄に記載の金額)に対し年 14%(1 年を 365 日とし、日割りで計算する)の遅延損害金を支払うものとします。

2. 略

#### 第4条 元利金の計算方法

1. 略

2. 略

3. 約定返済額のうち利息相当分は、通常、当該約定返済日の直前の約定返済日(ローン実行日)後最初に到来する約定返済日の場合は、ローン実行日)現在における約定返済額(もしあれば)返済後の元金残高×借入金利×1/12 で計算します。

4. 略

5. ローン実行日から第 1 回約定返済日までの期間中に 1 ヶ月未満の端数日数がある場合や第 8 条の繰上返済にあたって端数日数が生じる場合等、本規定の適用により 1 ヶ月未満の端数日数が生じる場合は、その端数日数の利息については、当社所定の計算方法により 1 年を 365 日としてローン実行日等を含めて日割りで計算し、それぞれ、当社所定の返済日に支払うものとします。

6. 最終の約定返済日(以下「最終回約定返済日」といいます。)の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。

#### 第5条 返済用預金口座

当社におけるお客さまの代表口座円普通預金を、本契約にもとづく返済用の口座(以下「返済用預金口座」といいます。)とします。また、お客さまは本契約にもとづく債務(以下「本債務」といいます。)を完済するまで、返済用預金口座を解約することはできません。

#### 第6条 約定返済

1. 略

2. お客さまは、約定返済日が土・日・祝日およびその他法令で定められた銀行の休日(以下「休日」といいます。)にあたる場合、当該休日直後の当社の営業日に返済するものとし、当社は、これを約定返済日に返済したものとみなして取扱います。\_

3. お客さまは、毎月の約定返済日(前項に定める場合は、休日にあたる約定返済日の直後の当社の営業日とし、以下、本条において「約定返済日等」といいます。)までに返済用預金口座に当該約定返済日等の約定返済額相当額以上の金銭を預け入れるものとし、当社は、当該約定返済日等に

の実日数につき、遅延している元金額(当社 WEB サイトに提示される「返済予定表」の返済元本欄に記載の金額)に対し年 14%(1 年を 365 日とし、日割りで計算する)の遅延損害金を支払うものとします。

2. 略

#### 第4条 元利金の計算方法

1. 略

2. 略

3. 約定返済額のうち利息相当分は、通常、当該約定返済日の直前の約定返済日(ローン実行後最初に到来する約定返済日の場合は、ローン実行日)現在における約定返済額(もしあれば)返済後の元金残高×借入金利×1/12 で計算します。

4. 略

5. ローン実行日から第 1 回約定返済日までの期間中に 1 ヶ月未満の端数日数がある場合や第 8 条の繰上返済にあたって端数日数が生じる場合等、本規定の適用により 1 ヶ月未満の端数日数が生じる場合は、その端数日数の利息については、当社所定の計算方法により 1 年を 365 日としてローン実行日を含めて日割りで計算し、それぞれ、該当する返済日に支払うものとします。

6. 最終回の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。

#### 第5条 返済用預金口座

当社におけるお客さまの代表口座円普通預金を、本契約にもとづく返済用の口座(以下「返済用預金口座」といいます。)とします。また、お客さまは本契約にもとづく債務を完済するまで、返済用預金口座を解約することはできません。

#### 第6条 約定返済

1. 略

2. 約定返済日が土・日・祝日およびその他法令で定められた銀行の休日(以下「休日」といいます。)にあたる場合、翌営業日に返済するものとし、当社は、これを約定返済日に返済したものととして取扱います。

3. お客さまは、毎月の約定返済日(前項に定める場合は、休日にあたる約定返済日の直後の当社の営業日とします。以下、本条において同じ)の前日(前日が休日の場合には前営業日)までに返済用預金口座に当該約定返済日の約定返済額相当額以上の金銭を預け入れるものとし、当社は、当該約定返済日にその日の約定返済額を払戻請求書無しに自動

約定返済額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、返済に充当します。ただし、当該約定返済日等の返済用預金口座の残高が同日の約定返済額に満たない場合には、当社はその一部の返済に充てる取り扱いをせず、その全額について返済が遅延するものとします。

4. 返済用預金口座の残高が、約定返済日等の約定返済額および第8条に定める繰上返済等、当日に同口座から引落すべきその他の金額の合計額に満たない場合には、当社は任意の順序により上記残高を上記約定返済額またはその他の引落とし金額に充当することができるものとします。ただし、上記残高を上記その他の引落とし金額に優先して充当した結果、上記残高によって上記約定返済額の全額を返済できなくなったときは、上記約定返済額の全額について返済が遅延したものとします。
5. 返済用預金口座の残高が各約定返済日等の約定返済額に満たないために第3項または第4項に基づき返済が遅延した場合は、お客さまは、その後可及的速やかに、返済用預金口座に(i)返済を遅延したすべての約定返済額および(ii)これらについて第3条に基づき支払うべき遅延損害金の合計額以上の金銭を預け入れるものとし、当社は、お客さまの上記入金によって返済用預金口座の残高が上記(i)および(ii)の金額の合計額以上となったときにいつでも返済用預金口座から当該合計額を払戻請求書無しに自動的に引落とし、当社の任意の順序により当該合計額の支払いに充当することができるものとします。ただし、本債務のほか、お客さまが当社に対して返済を遅滞している、返済用口座から引き落とされるべき債務がある場合には、当社は、当社の任意の順序により、返済用預金口座の残高を本債務のほか、他の債務の支払いに充当することができるものとします。
6. 各約定返済日等の返済用預金口座の残高が当該約定返済日等の約定返済額に当該約定返済日等現在の前項(i)および(ii)の金額の合計額を加えた金額に満たない場合には、当社はその残高相当額を当該約定返済日等の約定返済額または当該約定返済日等現在の前項(i)および(ii)の金額の一部の返済に充てる取り扱いをせず、その全額について返済が遅延したものとします。

## 第7条 変動金利の適用

### 1. 約定返済額

各約定返済日の約定返済額は、当初、ローン実行日現在の元金残高、最終回約定返済日までの残存期

的に引落すことにより、返済に充当します。ただし、当該約定返済日の返済用預金口座の残高が同日の約定返済額に満たない場合には、当社はその残高相当額を当該約定返済額の返済に充てる取り扱いをせず、当該約定返済額の全額について返済が遅延したものとします。

4. 約定返済日の返済用預金口座の残高が、同日の約定返済額および第8条に定める繰上返済等、当日に同口座から引落すべきその他の金額の合計額に満たない場合には、当社は任意の順序により上記残高を上記約定返済額またはその他の引落とし金額に充当することができるものとします。ただし、上記残高を上記その他の引落とし金額に優先して充当した結果、上記残高によって上記約定返済額の全額を返済できなくなったときは、上記約定返済額の全額について返済が遅延したものとします。
5. 返済用預金口座の残高が各約定返済日の約定返済額に満たないために第3項または第4項に基づき返済が遅延した場合は、お客さまは、その後可及的速やかに、返済用預金口座に(i)返済を遅延したすべての約定返済額および(ii)これらについて第3条に基づき支払うべき遅延損害金の合計額以上の金銭を預け入れるものとし、当社は、お客さまの上記入金によって返済用預金口座の残高が上記(i)および(ii)の金額の合計額以上となったときにいつでも返済用預金口座から当該合計額を払戻請求書無しに自動的に引落とし、当社の任意の順序により当該合計額の支払いに充当することができるものとします。各約定返済日の返済用預金口座の残高が当該約定返済日の約定返済額に当該約定返済日現在の上記(i)および(ii)の金額の合計額を加えた金額に満たない場合には、当社はその残高相当額を当該約定返済日の約定返済額または当該約定返済日現在の上記(i)および(ii)の金額の一部の返済に充てる取り扱いをせず、その全額について返済が遅延したものとします。

(追加)

## 第7条 変動金利の適用

### 1. 約定返済額

各約定返済日の約定返済額は、当初、ローン実行日現在の元金残高、最終回約定返済日までの残存期

間、当初の借入金利等により第 4 条に定める計算方法に基づく当社所定の方法で計算するものとします。本条第 2 項の規定に基づき借入金利が変更された場合は、本条第 3 項の規定に基づき約定返済額は見直されるものとします。

## 2. 借入金利の変更

略

## 3. 借入金利の変更にもなう約定返済額の変更

略

### 第 8 条 繰上返済

1. お客さまは、第 6 条に定める約定返済の他、当社所定の方法により、第 6 条に基づく約定返済の遅延など特別な事情がない限り、返済用預金口座に当該時点における借入金残高の全額または一部に相当する額の資金を預け入れたうえで、最終回約定返済日以前に繰上返済をすることができるものとします。

## 2. 一部繰上返済

(1) 略

(2) 略

(3) お客さまは、一部繰上返済を行った後は、各約定返済日の約定返済額は変えずに最終回約定返済日を繰り上げる方法、または最終回約定返済日を変えずに各約定返済日の約定返済額を減らす方法のいずれかを選択できるものとし、当社 WEB サイトでの当社所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとします。この操作を行った後の初回および最終回約定返済日における約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。なお、第 6 条に基づく約定返済が遅延しているときには、一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済額および遅延損害金合計額を返済した後に同様に当社 WEB サイトでの当社所定のお客さまの操作により行うものとします。

## 3. 全額繰上返済

略

### 第 9 条 繰上返済に伴う返済条件の変更

第 8 条の繰上返済に伴う返済条件の変更については、当社がお客さまからの変更の申し出を承諾した時に、同条第 2 項または第 3 項の規定に基づき返済条件が変更されます。この場合、原則として当社からかかる変更後の返済条件について書面での通知などは行いません。

間、当初の借入金利等により第 4 条に定める計算方法に基づく当社所定の方法で計算するものとします。本条第 2 項の規定に基づき借入金利が変更された場合は、本条第 3 項の規定に基づき約定返済額は見直されるものとします。

## 2. 借入金利の変更

略

## 3. 借入金利の変更にもなう約定返済額の変更

略

### 第 8 条 繰上返済

1. お客さまは、第 6 条に定める約定返済の他、当社 WEB サイトでの当社所定のお客さまの操作により、第 6 条に基づく約定返済の遅延など特別な事情がない限り、返済用預金口座に当該時点における借入金残高の全額または一部に相当する額の資金を預け入れたうえで、最終回約定返済日以前に繰上返済をすることができるものとします。

## 2. 一部繰上返済

(1) 略

(2) 略

(3) お客さまは、一部繰上返済を行った後は、各約定返済日の約定返済額は変えずに最終の約定返済日を繰り上げる方法、または最終の約定返済日を変えずに各約定返済日の約定返済額を減らす方法のいずれかを選択できるものとし、当社 WEB サイトでの当社所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとします。この操作を行った後の初回および最終回の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。なお、第 6 条に基づく約定返済が遅延しているときには、一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済分を返済した後に同様に当社 WEB サイトでの当社所定のお客さまの操作により行うものとします。

## 3. 全額繰上返済

略

### 第 9 条 繰上返済に伴う返済条件の変更

第 8 条の繰上返済については、当社 WEB サイトでの当社所定のお客さまの操作により当社に申し出るものとし、その申し出に対し当社が承諾した時に、同条第 2 項または第 3 項の規定に基づき返済条件が変更されます。この場合、原則として当社からかかる変更後の返済条件について書面での通知などは行いません。

## 第10条 期限の利益の喪失

### 1. 略

- (1) 略
- (2) 支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特定調停その他これらに類する手続きの申立があったとき。
- (3) 略
- (4) お客さまの当社に対する預金債権、その他の債権または当社に預託する資産もしくは債務の担保の目的物について、仮差押、または仮処分、差押の命令の通知が發送されたとき。
- (5) 本債務に限らず、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき。
- (6) 保証会社が、お客さまとの間の保証委託契約を取消または解除し、もしくは、当社との間の保証契約を取消または解除したとき。
- (7) 略
- (8) 相続の開始があったことが当社にとって明らかとなったとき。
- (9) 略

### 2. 略

- (1) 略
- (2) お客さまが、本契約および当社との各取引規定の1つにでも違反したとき。
- (3) 略
- (4) 当社または保証会社が、お客さまについて債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めたととき。
- (5) お客さまが保証会社との取引規定に違反したとき

### 3. 略

### 4. 略

## 第10条の2 反社会的勢力の排除

1. お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) ～ (5) 略

### 2. 略

## 第10条 期限の利益の喪失

### 1. 略

- (1) 略
- (2) 支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは特定調停その他これらに類する手続きの申立があったとき。
- (3) 略
- (4) お客さまの当社に対する預金債権その他の債権について、仮差押、保全差押または差押の命令の通知が發送されたとき。
- (5) 本債務に限らず、当社に対する他の債務について期限の利益を喪失したとき。
- (6) お客さまが保証会社と締結した「保証委託にかかる契約にもとづき、保証会社から保証の取消、解約または解除等の通知があったとき。
- (7) 略
- (8) 相続の開始があったとき。
- (9) 略

### 2. 略

- (1) 略
- (2) お客さまが、本契約または当社との取引規定の1つにでも違反したとき。
- (3) 略
- (4) 上記の他、当社または保証会社が、お客さまについて債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めたととき。

(追加)

### 3. 略

### 4. 略

## 第10条の2 反社会的勢力の排除

1. お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) ～ (5) 略

### 2. 略

3. 略

### 第11条 当社からの相殺

1. 当社は、本契約によるお客さまに対する債権のうち、各約定返済日の到来または第 10 条の規定によって既に期限が到来した債権全額と、お客さまの当社に対する預金債権その他の債権とを、その債権の期限または通貨の種類にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。

2. 略

### 第12条 お客さまからの相殺

1. お客さまは、本債務と、期限の到来しているお客さまの当社に対する預金債権その他の債権とを、本債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、お客さまの相殺通知は書面によるものとし、相殺の手続きは当社の定めるところによるものとします。

2. 略

### 第13条 充当の指定

1. 第 11 条に基づき当社から相殺をする場合に、お客さまに本債務の他に当社との取引上の他の債務があるときは、当社は債権保全の必要等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、お客さまは、その指定に対して異議を述べないものとします。

2. お客さまから返済または第 12 条に基づく相殺をする場合に、お客さまに本債務の他に当社との取引上の他の債務があるときは、お客さまはどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、お客さまがどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当社が適当と認める順序方法により充当または相殺することができ、お客さまはその充当または相殺に対して異議を述べないものとします。

3. 略

4. 略

### 第14条 債権回収会社への業務委託および譲渡

1～2.略

(削除)

### 第15条 債権回収会社以外への債権譲渡

略

3. 略

### 第11条 当社からの相殺

1. 当社は、本契約によるお客さまに対する債権のうち、各約定返済日の到来または第 10 条の規定によって既に期限が到来した債権全額と、お客さまの当社に対する預金債権その他の債権とを、その債権の期限または通貨の種類にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。この場合、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客さまにかわり諸預け金を払い戻し、お客さまの債務の弁済に充当することができます。

2. 略

### 第12条 お客さまからの相殺

1. お客さまは、本契約によるお客さまの債務と、期限の到来しているお客さまの当社に対する預金債権その他の債権とを、本契約による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、お客さまの相殺通知は書面によるものとし、相殺の手続きは当社の定めるところによるものとします。

2. 略

### 第13条 充当の指定

1. 第 11 条に基づき当社から相殺をする場合に、お客さまに本契約による債務の他に当社との取引上の他の債務があるときは、当社は債権保全の必要等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、お客さまは、その指定に対して異議を述べないものとします。

2. お客さまから返済または第 12 条に基づく相殺をする場合に、お客さまに本契約による債務の他に当社との取引上の他の債務があるときは、お客さまはどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、お客さまがどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当社が適当と認める順序方法により充当または相殺することができ、お客さまはその充当または相殺に対して異議を述べないものとします。

3. 略

4. 略

### 第14条 債権回収会社への業務委託および譲渡

1～2.略

3.お客さまは、当社が本条 1 項および 2 項の行為を行うにあたり、必要な範囲内において、債権回収会社に対しお客さまの個人情報を提供することに同意するものとします。

### 第15条 債権回収会社以外への債権譲渡

略

<p>(削除)</p>	<p><b>第16条 危険負担・免責条項等</b></p> <p>1. <u>契約書等を作成している場合に、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済していただくものとします。ただし、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書等を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。</u></p> <p>2. <u>当社が、お客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワードまたは取引パスワードを当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><b>第17条 取引時確認</b></p> <p><u>本契約の締結その他当社所定の手続きを行うときは、お客さまは、当社の求めに応じて、当社所定の方法による取引時確認(犯罪による収益の移転防止に関する法律に定義されるものをいいます)および同法に基づくその他の確認または措置等に、速やかに応じるものとします。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><b>第18条 告知、通知または照会の方法</b></p> <p>1. <u>お客さまは、当社よりお客さまへの告知、通知または照会をする場合に、当社の WEB サイトへの掲示、Eメールの送信による方法または郵便による方法等、当社所定の方法により行われることに同意するものとします。</u></p> <p>2. <u>届出のあったEメールアドレスまたは住所に宛てて当社が通知を発信した場合には、お客さまの通信事情等の理由により延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><b>第19条 届出事項の変更</b></p> <p>1. <u>氏名、住所、電話番号、勤務先等その他当社に届け出た事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当社に当社所定の方法で届け出るものとします。この届出の不備や届出を遅滞または怠ったことにより生じた損害について当社は責任を負わないものとし、また、これにより当社からの通知等が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</u></p> <p>2. (1) <u>お客さまについて、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当社に書面で届け出るも</u></p>

のとします。

- (2) お客さまについて、家庭裁判所の審判により、後見監督人の選任がされたときは、直ちに後見監督人の氏名その他の必要な事項を書面によって当社に届け出るものとします。
- (3) お客さまについて、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、後見監督人の選任がされているときにも前記各号と同様に当社に届け出るものとします。
- (4) 本項 1 号から 3 号までの届出事項に取消または変更が生じたときも同様に当社に届け出るものとします。
- (5) 本項 1 号から 4 号までの届出不備や届出を遅滞または怠ったことにより生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

(追加)

#### 第16条 代り証書等の差入れ

1. 本取引に関して契約書等を作成している場合に、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済していただくものとします。ただし、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書等を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。

#### 第17条 住民票等の取得同意

略

#### 第18条 諸費用の負担および支払方法

1. 略
  2. 略
- (削除)

#### 第19条 規定の変更

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合す

#### 第20条 住民票等の取得同意

略

#### 第21条 諸費用の負担および支払方法

1. 略
2. 略

#### 第22条 合意管轄

お客さまは、本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

#### 第23条 規定の変更

本規定の内容を変更する場合には、原則として変更日および変更内容を当社 WEB サイトで相当期間公表することにより告知したうえで変更するものとします。この場合、変更日以降は変更後の規定が適用されるものとします。

るとき。

(2) 変更の内容が、本契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

#### 第20条 公正証書の作成等

お客さまは、当社の請求があるときには、直ちに本債務について、強制執行の認諾文言のある公正証書を作成するため必要な手続きをとります。なお、このために要した費用はお客さまが負担するものとします。

#### 第21条 報告および調査

1. 略
2. 略

#### 第22条 規定の準用

略  
(削除)

#### 第23条 個人信用情報機関への登録等

1. 略  
(1) 全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
略	略
借入金額、借入日、 <u>最終の返済日等</u> のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略

(2) 略

#### 第24条 公正証書の作成等

お客さまは、当社の請求があるときには、直ちに本契約による債務について、強制執行の認諾文言のある公正証書を作成するため必要な手続きをとります。なお、このために要した費用はお客さまが負担するものとします。

#### 第25条 報告および調査

1. 略
2. 略

#### 第26条 規定の準用

略

#### 第27条 その他特約事項

お客さまは当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により取引ができないことがあることにつき、あらかじめ承認します。

#### 第28条 個人信用情報機関への登録等

1. 略  
(1) 全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
略	略
借入金額、借入日、 <u>最終返済期日等</u> のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略

(2) 略